

## 平成 18 年度以降の事業実施の方向性について

### 1. 前提となる方向性（確認）

前回検討会までに前提として確認している事項は以下のとおり。

1. 2年間の国負担体制期間を終えた技術分野は、原則、手数料徴収体制へ移行。17年度は、酸化エチレン処理、小規模事業場向け有機性排水処理、山岳トイレの3分野。[18年度は、化学物質簡易モニタリング、VOC処理、ヒートアイランド対策の3分野。]
2. 手数料は、試験実費に当たる部分とし、これには、試験に伴う人件費や旅費を含む。試験実費以外の費用分担は、従来と同様。
3. 手数料徴収等の事務手続きの円滑化のため、「実証運営機関」を設置する。申請者は実証運営機関に手数料を納付し、実証機関は実証運営機関から委託を受ける。
4. 実証運営機関は、当面、技術分野ごとに1機関ずつの設置を検討。また、当面、公的機関又はNPOから選定する。
5. 手数料の中小企業等への支援については、本モデル事業内での手当ては困難であるが、他の枠組みとの連携を検討する。
6. 技術実証のベネフィットを増すため、米国と同様の方法により、実証済み技術に対してロゴマークを交付する。

※ [] 内は、前回資料に記述を追加した部分。

### 2. 18年度以降の新規対象技術分野について

18年度以降の新たな対象技術分野については、省内でも行政上のニーズを踏まえ検討中であるが、検討の基礎資料とするため、企業等環境技術開発者側の実証ニーズに関するデータが必要。このため、**資料 4-2**により、実証ニーズに関するアンケート調査を行うこととする。

(参考) 新規分野追加に関する過去の検討の方向性

○平成17年度以降に対象とする技術分野の候補（案）

以下については、平成17年度以降に対象とする技術分野の候補として、今後、実証可能性の検討、実証方法の開発等を実施する。なお、新たな技術分野をさらに追加すること等の本リストの修正については、本検討会に諮りつつ、今後も引き続き検討する。

技術分野名	検討の方向、留意事項
ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術以外）	ヒートアイランド対策技術のうち、まずは技術実証が比較的容易な空冷室外機から発生する顕熱抑制技術から実証をスタートすることとし、その実績を踏まえ他の技術の実証の可能性等を検討する。
水質エンドオブパイプ技術分野	15年度から対象としている厨房・食堂、食品工場関係の小規模事業上向け排水処理技術の実績を踏まえ、今後、畜産系排水等を対象にした排水処理技術分野の実証の可能性等を検討する。
湖沼水質浄化技術分野	実証試験条件等の技術的検討が必要なため、(独)国立環境研究所に対して実証技術の開発調査を委託することとする。技術的な課題が整理された後に、実証対象技術分野とする予定。

○本モデル事業で今後対象としない予定の技術

以下については、環境省及び関連の団体等において、技術の実証・評価制度が既に存在するため、本モデル事業で今後対象としない予定である。

- ・ 廃棄物・リサイクル技術
- ・ 地球温暖化対策技術
- ・ 壁面・側面緑化技術
- ・ 脱臭技術
- ・ ダイオキシン類簡易モニタリング技術
- ・ 地下水汚染浄化技術
- ・ 土壌汚染浄化技術

(平成15年度第4回検討会(11/5)資料3より抜粋)

### 3. 第3次フォローアップ調査の実施について

実証のコスト負担を求める上では、それに見合うベネフィットが必要である。現在のところ、以下のようなベネフィットを想定。

- ① 環境省・事業ウェブサイトにおけるデータの公開
- ② 実証ロゴマークの導入
- ③ 雑誌掲載、公開シンポジウム開催等による広報活動
- ④ その他、各分野におけるベネフィット向上の取組

①については実施済み。②については近々導入。

③については、最近、環境省に対する各種専門雑誌や専門紙等の執筆依頼、又は、セミナーやシンポジウムでの講演依頼等が増えつつあり、今後も積極的にこれら広報活動を行う。なお、環境省主催のシンポジウムは、平成15年2月にキックオフとして開催して以降開いていないが、平成18年度には、5年間のモデル事業期間の中間的な節目として開催を検討。

④については、公的調達等における実証データの活用等、各技術分野個別のベネフィット向上方法について、各 WG において実証データの活用方法を検討すべきではないか。

また、これら検討に資するためにも、**資料 4-3**により、第3次フォローアップ調査を実施し、これまでの事業の波及効果を把握することとする。

#### 4. その他今後の検討課題

##### (1) 各分野における手数料体制移行の検討について

平成 17 年度に手数料体制に移行する 3 技術分野については、実証運営機関の公募・選定が終了したところであるが、具体的な体制の検討が長引いたため、平成 17 年度内に本格的な試験を開始することが難しい状況となっている。

平成 18 年度に手数料体制に移行する「化学物質簡易モニタリング」、「VOC 処理」、「ヒートアイランド対策」の 3 分野についても、移行に先立ち、各 WG における検討が必要となる。今後平成 17 年度において、手数料項目の洗い出しをはじめとし、課題の洗い出しをスタートする必要がある。

##### (2) 中小企業等に対する支援について

現状、本事業の枠内では中小企業に対する支援措置を取るとは予算上の制約から困難であるが、特に小規模事業者等、資金力に乏しい申請者に対する何らかの支援措置についても、他の枠組みとの連携の中で検討。

##### (3) 事業の運営体制について

日本では国（環境省）が直接運営を行っているが、米国・カナダ・韓国の例では、公益的な機関が指定され、実証事業の実務を担っている。機動的な事業運営のため、特に本格事業段階（平成 20 年度以降）においては、こうした体制を検討すべきではないか。

なお現状、手数料体制に以降する技術分野については、手数料徴収に伴う手続き上の課題を回避するため、これに類する「実証運営機関」を選定しているところであるが、将来的には事業全体に対してこうした機関を設けるべきではないか。

また、17 年度の実証運営機関は技術分野ごとに設けているが、今後も全ての技術分野について個々に設置するのではなく、可能な限り統合していくべきではないか。

##### (4) 海外類似制度との連携について

米国、カナダ、韓国等の制度と国際的に関心が一致する分野については、将来的に、実証データの相互受け入れ等、何らかの連携を検討すべきではないか。

また逆に、米国等で既に試験プロトコルが策定されている分野であって、日本でもニーズが高いと思われる分野（例：VOC 対策に資する塗料飛散の少ない塗装技術など）について、日本でも実施することが適切であれば、既存の試験プロトコルを叩き台としてみることは有益ではないか。